



目 次	ページ
規 則	
◎高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（4・1 揭示）	1

規 則	

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年4月1日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号
高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
第1条中「平成12年高知県条例第5号」を「平成12年高知県条例第5号。以下「条例」という。」に改める。

第15条を第29条とし、同条の前に次の4条を加える。
（一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分）

第25条 条例第55条の7第1項の表1の項アの一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室又は定温室
- (3) データセンタにおける電算機室
- (4) 大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- (5) 前各号に掲げるもののほか、室用途ごとに定められる標準的な室使用条件での使用に際して消費されるエネルギーの量を設定することが困難である建築物の部分として知事が認めるもの
（非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物）

第26条 条例第55条の7第1項の表1の項アの非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 工場、危険物の貯蔵施設若しくは処理施設、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、

汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途（次号において「工場等用途」という。）に供する部分の床面積の合計が当該建築物の非住宅部分の床面積に占める割合が5分の4以上であること。

(2) 工場等用途以外の用途に供する非住宅部分を有し、その床面積が300平方メートル未満であること。
（法第30条第1項第1号の基準に適合するものであることが確認できる図書）

第27条 条例第55条の7第1項の表4の項アの建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号の基準に適合するものであることが確認できる図書として知事が別に定めるものは、第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図書とする。
（建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることが確認できる図書）

第28条 条例第55条の7第1項の表6の項アの建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨が確認できる図書として知事が別に定めるものは、第21条第1項第1号から第3号までに掲げる図書とする。
第14条中「別記第10号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条を第24条とする。

第13条第1項中「別記第9号様式」を「別記第17号様式」に、「第7条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第12条中「別記第8号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条を第22条とする。

第11条第1項中「第7条第1項」を「第30条第1項」に改め、同項第1号中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に、「法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」を「建築物エネルギー消費性能基準」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 当該申請に係る建築物について、法第12条第6項又は第13条第7項に規定する適合判定通知書の交付及び建築基準法第7条第4項、第7条の2第4項又は第18条第17項の規定による完了検査を受けた場合にあっては、当該適合判定通知書及び建築主事又は指定確認検査機関の交付する検査済証

第11条第2項中「第7条第3項」を「第30条第3項」に、「前項第3号」を「前項第4号」に、「第1条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第10条中「別記第7号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第20条とする。

第9条中「別記第6号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第19条とする。

第8条中「別記第5号様式」を「別記第13号様式」に改め、同

条を第18条とする。

第7条第1項中「別記第4号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付）

第16条 省令第29条の規定に基づき軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、別記第10号様式による軽微変更該当証明書請求書に当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る計画の変更が省令第26条に規定する軽微な変更に該当すると認めるときは、当該請求をした者に対して別記第11号様式による軽微変更該当証明書を交付するものとする。

第6条の見出し中「軽微な」を「建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な」に改め、同条中「第4条」を「第26条」に、「別記第3号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第15条とする。

第5条第1項中「第5条」を「第27条」に、「別記第2号様式」を「別記第8号様式」に、「第1条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第4条中「第5条」を「第27条」に、「別記第1号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第13条とする。

第3条第1項中「第1条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する」を「法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は」に、「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同項第2号中「日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号。第11条第1項第2号において「性能表示基準」という。）」を「性能表示基準」に改め、同条第2項中「第1条第3項」を「第23条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第2条の次に次の9条を加える。
（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する所管行政庁が必要と認める図書等）

第3条 省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるものとする。

2 省令第1条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項の図書を添える場合において、同条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書とする。
（建築物エネルギー消費性能適合性判定の取下げ）

第4条 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しく

は第3項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知した者は、法第12条第3項又は第13条第4項の通知書の交付を受ける前に当該建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとするときは、別記第1号様式による建築物エネルギー消費性能適合性判定取下げ届を知事に提出しなければならない。

（特定建築物に係る基準適合命令書の交付）

第5条 法第14条第1項の規定に基づく基準適合命令は、当該建築主に対して別記第2号様式による基準適合命令書を交付してするものとする。

（住宅部分に係る措置命令書の交付）

第6条 法第16条第2項の規定に基づく措置命令は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者に対して別記第3号様式による住宅部分に係る措置命令書を交付してするものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付）

第7条 省令第11条の規定に基づき軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式による軽微変更該当証明書請求書に当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る計画の変更が省令第3条（省令第7条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する軽微な変更該当すると認めるときは、当該請求をした者に対して別記第5号様式による軽微変更該当証明書を交付するものとする。

（軽微な変更説明書の提出）

第8条 特定建築物の建築主は、当該特定建築物について省令第3条に規定する軽微な変更をした場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による工事完了の通知（次条において「完了検査申請等」という。）をするときは、建築主事に、当該軽微な変更の内容を明記した書類を提出しなければならない。この場合において、再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（計画変更を除く。）をしたときは、前条第2項に規定する軽微変更該当証明書を併せて提出しなければならない。

（工事監理報告書の提出）

第9条 特定建築物の建築主は、当該特定建築物について完了検査申請等をする場合は、建築主事に、当該特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に係る工事の監理状況について、報告書を提出しなければならない。ただし、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項に規定する完了検査申請書又は同令第8条の2第13項及び第21項において読み替えて準用する同令第4条第1項に規定する工事完了通知書の第四

面に、当該特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に係る工事の監理状況を記載したものを申請又は通知をする場合は、この限りでない。

（建築物の建築に関する届出に係る所管行政庁が必要と認める図書等）

第10条 省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 省令第1条第1項の表の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図、床面積求積図、用途別床面積表、各部詳細図及び各種計算書並びに当該各種計算書の内容が分かる図書

(2) 当該届出に係る計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が同項の規定により行う住宅性能評価を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号。以下「性能表示基準」という。）別表1に規定する断熱等性能等級の等級4及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4又は5に適合している場合に限る。）に限り、かつ、戸建て住宅である場合に限る。）

(3) 当該届出に係る計画について、建築物省エネルギー性能表示に係る評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づく評価を受けた場合にあっては、当該評価機関が交付するBELS評価書（建築物全体を評価しているもので、一次エネルギー消費量基準（住宅にあっては、一次エネルギー消費量基準及び外皮基準（共同住宅においては、各住戸に係る外皮基準））に適合しているものに限る。）及び当該評価を受けた添付書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるもの

2 省令第12条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第2号又は第3号に掲げる図書を添える場合において、同項第1号に掲げる各種計算書（当該各種計算書の内容が分かる図書を含む。）

(2) 前項第4号に掲げる図書を添える場合において、省令第12条第1項に規定する図書及び前項第1号に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書

（建築物の建築に関する届出に係る措置命令書の交付）

第11条 法第19条第3項の規定に基づく措置命令は、当該届出をした者に対して別記第6号様式による建築物の建築に関する届出に係る措置命令書を交付してするものとする。

別記第10号様式中「第14条」を「第24条」に、「第8条第2

項」を「第31条第2項」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第9号様式中「第13条関係」を「第23条関係」に、「第13条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第8号様式中「第12条」を「第22条」に改め、同様式を別記第16号様式とする。

別記第7号様式中「第10条」を「第20条」に、「第3条第2項」を「第25条第2項」に、「第6条」を「第28条」に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第6号様式中「第9条」を「第19条」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第5号様式中「第8条」を「第18条」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第4号様式中「第7条関係」を「第17条関係」に、「第7条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式を別記第12号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

第10号様式（第16条関係）

（第1面）

年 月 日

高知県知事 様

提出者の住所又は主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者氏名

㊟

設計者氏名

㊟

軽微変更該当証明書請求書

認定を受けました建築物エネルギー消費性能向上計画について変更がありますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり同令第26条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を請求します。

なお、この請求書及び添付図書に記載している事項については、事実と相違ありません。

記

- 1 変更がある建築物エネルギー消費性能向上計画の概要
- 2 認定（変更認定）番号
第 号
- 3 認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 変更の概要
- 6 変更の内容

注 この請求書の第2面から第6面までについては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載して作成してください。

※下欄には、記入しないでください。

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

第11号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

㊟

軽微変更該当証明書

下記の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画についての変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 変更がある建築物エネルギー消費性能向上計画の概要
- 2 認定（変更認定）番号
第 号
- 3 認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 変更の内容

別記第3号様式中「第6条」を「第15条」に、「第4条」を「第26条」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第2号様式中「第5条関係」を「第14条関係」に、「第5条第1項」を「第14条第1項」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第1号様式中「第4条」を「第13条」に改め、同様式を別記第7号様式とし、附則の次に次の6様式を加える。

別記**第1号様式**（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所

氏名

Ⓜ

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

建築物エネルギー消費性能適合性判定取下げ届

先に提出し、又は通知しました建築物エネルギー消費性能確保計画を都合により取り下げたいので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）の提出年月日又は通知年月日
年 月 日
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）に係る建築物の位置
- 3 提出又は通知をした建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）を取り下げる理由

- 注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
- 2 2欄は、建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）の提出に係る建築物が位置する地名及び地番を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



基準適合命令書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定に基づき、特定建築物について下記のとおり必要な措置を命じます。

記

- 1 特定建築物の位置
- 2 特定建築物の概要
- 3 措置の内容
- 4 措置の期限
年 月 日

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



住宅部分に係る措置命令書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定に基づき、住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能確保計画について下記のとおり必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画の位置
- 4 提出者又は建築主の氏名
- 5 措置の内容
- 6 措置の期限
年 月 日

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第4号様式（第7条関係）

（第1面）

年 月 日

高知県知事 様

提出者の住所又は主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者氏名

㊟

設計者氏名

㊟

軽微変更該当証明書請求書

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けました建築物エネルギー消費性能確保計画について変更がありますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり同令（第7条第2項において準用する同令）第3条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を請求します。

なお、この請求書及び添付図書に記載している事項については、事実と相違ありません。

記

- 1 変更がある建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定の概要
- 2 適合判定通知書番号
第 号
- 3 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 4 適合判定通知書交付者
- 5 変更の概要
再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らか変更（計画変更を除きます。）（ルートC）
- 6 変更の内容

注 1 この請求書の第2面から第7面までについては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載して作成してください。
2 この請求書は、計画変更を除く、再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らか変更（ルートC）の場合にのみ使用します。

※下欄には、記入しないでください。

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

㊟

軽微変更該当証明書

下記の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けている建築物エネルギー消費性能確保計画についての変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（第7条第2項において準用する同令）第3条に規定する軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 変更がある建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定の概要
- 2 適合判定通知書番号
第 号
- 3 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 4 適合判定通知書交付者
- 5 変更の概要
再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らか変更（計画変更を除きます。）（ルートC）
- 6 変更の内容

第6号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号 日

様

高知県知事



建築物の建築に関する届出に係る措置命令書

届出がありました建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を命じます。

記

- 1 届出（変更届出）の受付番号
第 号
- 2 届出（変更届出）の受付年月日
年 月 日
- 3 届出に係る建築物の位置
- 4 届出に係る建築主の氏名
- 5 措置の内容
- 6 措置の期限
年 月 日

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。